平成 27 年 4 月 21 日 風力部会資料

(仮称)勇知風力発電事業 環境影響評価方法書についての 意見の概要と当社の見解

平成27年1月 株式会社道北エナジー

目 次

| 第1章 | 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 | 1 |
|------|------------------------------------|---|
| 1. 環 | 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 | 1 |
| (1) | 公告の日 | 1 |
| (2) | 公告の方法 | 1 |
| (3) | 縦覧場所 | 2 |
| (4) | 縦覧期間 | 2 |
| (5) | 縦覧者数 | 2 |
| 2. 璓 | 環境影響評価方法書についての説明会の開催 | 3 |
| (1) | 開催日時 | 3 |
| (2) | 開催場所 | 3 |
| (3) | 来場者数 | |
| 3. 雰 | 環境影響評価方法書についての意見の把握 | 3 |
| (1) | 意見書の提出期間 | |
| (2) | 意見書の提出方法 | |
| (3) | 意見書の提出状況 | 3 |
| 第2章 | 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 | 4 |

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 26 年 11 月 26 日 (水)

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告(別紙1参照)

下記日刊紙に「お知らせ」広告を掲載した。

- · 平成 26 年 11 月 26 日 (水) 付 日刊宗谷 (朝刊:1 面)
- ・平成26年11月27日(木)付日刊宗谷(朝刊:1面)※平成26年12月4日(木)に開催する説明会についての公告
- ・平成26年11月29日(土)付日刊宗谷(朝刊:1面)※平成26年11月26日(水)の公告の誤字の訂正
- ・平成26年12月3日(水)付日刊宗谷(朝刊:3面)※平成26年11月26日(水)の公告の誤字の訂正

また、平成26年12月3日(水)付で、下記日刊紙に「お知らせ」を掲載した。

・北海道新聞(朝刊:38面)

②インターネットによるお知らせ

平成26年11月26日(水)から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・稚内市のホームページ(別紙 2-1 参照) http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/
- ・豊富町のホームページ(別紙 2-2 参照) http://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/
- ・(株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト (別紙 2-3 参照) http://eeh-development.com/yuchi/

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計5箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

- ①関係自治体庁舎での縦覧
 - · 北海道宗谷総合振興局 北海道稚内市末広 4 丁目 2-27 (二階 保健環境部環境生活課)
 - ・稚内市役所 北海道稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号 (三階 環境エネルギー課)
 - · 稚内市役所宗谷支所 北海道稚内市宗谷村宗谷
 - · 稚内市役所沼川支所 北海道稚内市声問村沼川
 - ・豊富町役場 北海道天塩郡豊富町大通6丁目
- ②インターネットの利用による縦覧
 - ・(株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト http://eeh-development.com/yuchi/

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間: 平成 26 年 11 月 26 日 (水) から平成 26 年 12 月 25 日 (木) まで (土・日曜日、祝日を除く。)
- ・縦覧時間:午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる。)

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態 とした。また、稚内市、豊富町のホームページに当該縦覧ページへのリンクを掲載することに より参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (縦覧者名簿記載者数) は5件であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は410回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号)第 7 条の 2 の規定に基づき、 方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

第1回: 平成 26年 12月 3日(水) 13時 00分~15時 00分 第2回: 平成 26年 12月 3日(水) 18時 00分~20時 00分 第3回: 平成 26年 12月 4日(木) 18時 00分~20時 00分

(2) 開催場所

第1回:稚内市 沼川みのり公園 (北海道稚内市大字声問村沼川)

第2回:稚内市 稚内総合文化センター (北海道稚内市中央3丁目)

第3回:豊富町 定住支援センター (北海道天塩郡豊富町東1条6丁目)

(3) 来場者数

第1回:15名 第2回:49名 第3回:22名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出 を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成26年11月26日(水)から平成27年1月8日(木)まで (郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた(別紙3参照)

- ①縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ② (株) 道北エナジーへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は9通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は74件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

1. 事業の目的及び内容

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| No. | 意見の概要 様式に則っているとはいいながら、数箇所の縦覧場 所以外ではインターネットでしか方法書を縦覧でき ず、ダウンロードもプリントアウトもできず、詳細に ついて検討することが難しい状況であるのは、まった く意見を広く求めているとはいえない。 このようなことで環境アセスメントの方法書の意見 が出たとは言えないのはもちろん、適法であるとはと てもではないが言えるものではない。キチンとした誠 意ある環境アセスメントをやり直して、調査も綿密に やり直すべきである。 | 事業者の見解 本事業は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価手続きを行うものです。方法書の縦覧にあたっては、環境影響評価法第7条に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(稚内市及び豊富町)において図書の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧を行っています。今後の手続きにおいても十分な現地調査とそれを踏まえた事業による環境影響の予測評価を行い、法に基づいた適切な環境影響評価を実施していく所存です。再生可能エネルギーは、平成26年4月に見直され |
| 1 | かくも大規模な風力発電計画を、一気に、いちどきにやるとはまったく不当な話である。ドサクサまぎれに金儲けをしているとしか思えず、環境保護も地球温暖化防止もあったものではない。計画の見直し断念を強く求めるものである。北電でも風力発電のような不安定な電力を大量に買い取って面倒を見なければならないということは、電力のクズといわれている再生可能エネルギーの限界を示すものである。道の環境審議会でも言われているとおり、キチンとまともに環境アセスメントをやって自然環境に多大な負荷を与えないようすぐに計画を撤回し建設を断念するよう申し入れるものである。 | たエネルギー基本計画において、有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源と位置付けられ、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこととされています。また、風力については大規模に開発できれば発電コストが火力並であることから、経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源とされています。北海道や東北北部の風力適地では、供給の変動性に対応する十分な調整力がないことから、系統の整備、広域的な運用による調整力の確保、蓄電池の活用等が必要とされているものの、これらの課題を解決することによる再生可能エネルギーの安定供給に向けた取り組みも同時に進められています。こうした社会的背景も踏まえ、当社では化石燃料に代わる代替エネルギーとして風況に恵まれた北海道北部地域において広域的な風力発電事業を推進していく所存です。 |
| 2 | 私達には、道北エナジーは、自分達の利益しか、考えていない会社に見えます。今回の説明会で、理解できるか、理解しようと参加しましたが、ダメでした。宗谷地区から出ていってもらいたい会社です。地域住民が参加出来ない時間帯に、地域の意見なぞ聞くきもないのですね。なんでもかんでもメディアを使い勝手に進めている様子も見ました。会社の利益、設置する、したい気持ちは、わかりますが、進め方に問題はありませんか?環境保護、景観の為にも風力はいりません。反対します。風車では観光になりません!!観光の街、宗谷の魅力を忘れてはなりません。私はそう思います。風力事業では、あちらこちらで失敗しているのも聞きます。これ以上子供達に負の財産を増やすわけにもいきません。よくお考えください。 | 弊社は当該地域で再生可能エネルギーの普及拡大に向けて事業を推進しておりますが、環境への配慮や地域への貢献を重要課題と位置付けています。再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生、また再生可能エネルギーによる地域の活性化を目指します。 |

サロベツ原野は、私達北海道に住むものにとって、 大事な自然です。こわされた自然は、もどせません。風 カ発電は、景観をこわし、低周波の影響で健康被害が 多く発生しています。建設をやめて下さい。電気は足 りています。 ご指摘のとおり、当該地域にはサロベツ湿原等、希 少動植物の生息・生育場となる豊かな自然環境を有し ており、本事業においては、動植物への影響を適切に 予測・評価することが重要課題の一つと認識しており ます。弊社は再生可能エネルギーの普及拡大に向けて 事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮 を重要課題と位置付け、再生可能エネルギーと自然環 境の共存・共生を目指してまいります。

稚内市風力発電施設建設ガイドラインで「自然保護等から建設が好ましくない場所(中略)別途稚内市と協議を行う予定」とあるが、好ましくないとされている場所であえて計画すること自体が疑問である。

ご指摘の通り、本事業の対象事業実施区域の一部は、 稚内市風力発電施設建設ガイドラインによる地域区分 のうち、自然保護等から建設が好ましくない場所に該 当しています。このため、風力発電施設の建設にあた っては、別途稚内市と協議を行う予定です。

北海道電力のホームページの風力発電の導入量推移によれば、北海道の風力発電導入実績は 31.6 万キロワット、最大連系可能量は 56 万キロワット (2014 年 3 月末現在) となっています。北本連系設備などの活用により、最大連系可能量のうちの 20 万キロワットは実証実験枠として、すでに利用予定者は決定しています。

風力発電のための送電網整備実証事業の目的のひとつが、「送電線の技術課題の実証を行うこと」であり、その一環として、風力発電大量導入時の周波数維持・管理技術や設備利用率を加味した送電可能容量の最大化が検討されており、従って、電力会社が公開している送電可能容量の数値と当社が計画している発電所の総発電容量は必ずしも一致しません。北本連系線の送電可能容量については送電事業者と北海道電力との間で協議が進められているものです。

株式会社道北エナジーが予定している新たな6件の 風力発電事業の63万キロワットの容量は、現在の送電 網を所有する北海道電力には連系できない大容量で す。

「特定風力集中整備地区」に特定されているとのことですが、「風力発電のための送電網整備実証事業」(平成 25 年 11 月 資源エネルギー庁)によれば、その地域内送電網を増強することにより、北海道で約880万キロワットの追加的な風力発電の導入が可能になると記載されています(北海道と東北の一部で2030年までに約500~600万キロワット追加)。全くの机上の空論です。2014年度の北海道電力の電力需要で最も少ない時期は270万キロワット程度であり、北海道には不要な電力量です。

東京電力へ売電するとしても、北本連系線が90万キロワットに増強されますが(2019年予定)、「風力発電のための送電網整備実証事業」の実現が不可能ですし、道北エナジーが計画している63万キロワット分すべてを、北本連系を使って送電することも不可能だと思います。環境保全の見地を全く持っていないと思われる「風力発電のための送電網整備実証事業」です。

国からの補助金は2分の1で、平成25年度は250億円、平成26年度は150.5億円を予算案として計上されています。補助事業者は①日本送電株式会社②北海道北部風力送電株式会社(ユーラスエナジーホールディングスの出資による特定目的会社)が採択されています。固定価格買取制度によるビジネスのために、北海道には必要のない電力をつくり、お金を動かすつじつ

ま合わせのために、必要のない送電網を作っているとしか思えません。送電網の補助金は税金であり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度は電気料金に付加される再エネ賦課金が使われるという、国民にとって何とも腹立たしい仕組みです。したがって、株式会社道北エナジーによる、無駄な風力発電所をつくらないことが、利尻礼文サロベツ国立公園、ラムサール条約登録湿地を抱える当該地域の環境保全に最も寄与する環境影響低減策だと思います。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、平成26年12月に経産大臣が制度そのものを抜本的に見直す可能性に言及しています。制度そのものが不透明になってきています。再生可能エネルギーは福島原発の過酷事故以前は、原発とともにCO2を出さないエネルギーと言われていましたが、3.11以降は「原発に代わる再生可能エネルギー」と言われるようになりましたが、作為を感じています。原発で賄われていた分のエネルキーを再生可能エネルギーで置き換えるのではなく、原発で賄われていた分のエネルギーを少しずつ省エネあるいは節電で置き換えて、脱原発を達成するまでもっていくことができると思います。

太陽光や風力発電を地増やすと、再エネのための国 民の負担が無駄に増え続けることになります。再エネ 普及を言っている NPO 法人などは「エネルギーの地産 地消」を言っています。売電目的というのは大都市に 送るための事業であり、その士地での利用はありませ ん。決して「エネルギーの地産地消」ではありません。 たとえば、昨年、私の住んでいる石狩市の厚田区小谷 に建った風車は韓国製(2500 キロワット級×2 基)で、 建設したのは四国電力の子会社、風車の日常的な管理 は遠隔監視によるもので、結局、地元の雇用はほとん ど増えませんでした。地域活性化は不明です。「エネ ルギーの地産地消」を言うならば、無駄にエネルギー を作っていることに気付いてほしいです。 CO2 削減効 果は、風力発電によってつくられた電気量を火力発電 所が焚き減らしすることによって、焚き減らし分の燃 料が出す CO2 を削減した、とみなすのだそうです。実 際は証明できていません。CO2 は減っていないとも言

制度や地域振興を含め風力事業に関し様々な考え方があることは認識しております。当社では、環境影響評価法に則り環境負荷を最小化した上で、日本のエネルギー自給率の改善に対し貢献できる様努力して参る所存です。

でである。 ○日本の電力販売量は企業及び家庭における節電が

定着したため減少しています。

風力発電の電気は不安定なため火力発電のバックアップが必要なことは周知の事実です。今後再生可能賦 課金がどうなるかわからない状況です。

このことを考えるとこれからの風力発電事業が成功 するとは思えません。貴社のためにもお金をつぎ込む 前にやめた方がいいと思います。 再生可能エネルギーは、平成26年4月に見直された エネルギー基本計画において、有望かつ多様で、重要 な低炭素の国産エネルギー源と位置付けられ、201 3年から3年程度、導入を最大限加速していき、その 後も積極的に推進していくこととされています。また、 風力については大規模に開発できれば発電コストが火 力並であることから、経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源とされています。北海道や東北北部の

6

7

流れは反対に動いています。

風力適地では、供給の変動性に対応する十分な調整力がないことから、系統の整備、広域的な運用による調整力の確保、蓄電池の活用等が必要とされているものの、これらの課題を解決することによる再生可能エネルギーの安定供給に向けた取り組みも同時に進められています。

こうした社会的背景も踏まえ、当社では化石燃料に 代わる代替エネルギーとして風況に恵まれた北海道北 部地域において広域的な風力発電事業を推進していく 所存です。

2. 環境アセスメントの手続きについて

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| 8 | 本件のような大規模な計画においては、調査方法および調査結果の評価等に関する有識者検討会を開催、協議すべきである。 | 本事業で各分野の専門家等に対して個別にヒアリングを行っていく方針ですが、ご指摘の通り周辺で当社が計画している他事業と合わせると大規模であるため、各専門家等へのヒアリングは周辺の他事業も合わせて合同で実施して、十分な情報共有のもと調査計画を策定しました。準備書以降の段階における現地調査結果に基づく環境影響の予測及び評価にあたっても、専門家等への複数事業の合同ヒアリングにより調査結果や課題の共有を図りつつ進めていく方針としております。 |
| 9 | 北海道北部には将来的に相当数の風車が設置される 状況にあることから、調査にあたっては、風車設置地 数を減じることを基本に調査を行うこと。 | 風力発電機の設置基数は、使用する風力発電機の出力により変動します。現時点では未定ですが、今後の現地調査や環境影響評価の結果も踏まえて、風力発電機の出力及び基数を検討致します。 |
| 10 | 方法書の縦覧が遠方ではネットで見ることしかできないのは問題です。 | 方法書の縦覧にあたっては、環境影響評価法第7条に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(稚内市、豊富町)において図書の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧を行っています。 |
| 11 | 当事業の事業実施区域を含む道北地域は、広大な湿原や海岸砂丘林、周氷河地形など国内では他に類を見ない特異な地形を有し、特に渡り鳥の渡来地として決して広くない面積に多種多数の渡り鳥が利用するなど生物の宝庫として世界的にも重要な自然環境を有する地域である。よって、この地域における開発行為についての環境影響評価は極めて慎重に行われなければならない。にもかかわらず、そもそも当事業の環境影響評価の進め方に問題が多く、事業者に環境影響に配慮する姿勢が不足していることから、計画段階配慮書の縦覧からその方法及び期間を見直し、改めて手続し直すことを要望する。 | ご指摘のとおり、当該地域は希少動植物の生息・生育場となる湿原や樹林地などの豊かな自然環境を有しており、本事業においては、これらへの影響を適切に予測・評価することが重要課題の一つと認識しております。本事業は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価手続きを行うものであり、法手続きに基づいた適切な環境影響評価を実施していく所存です。 |
| 12 | 方法書の7.1「配慮書について関係地方公共団体の 長及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解」において、当事業の事業計画である「(仮)道北中央風力 発電所」の計画段階配慮書の縦覧状況が示されている。 配慮書の縦覧状況は、「縦覧者数(縦覧者名簿記載者 数)は2件」、「インターネットの利用によるウェブ サイトへのアクセス数は528回」とされており、地域 住民並びに国民に十分な周知が出来ているとは全く言 えない状況である。縦覧場所が関係自治体庁舎内の計 7ヶ所のみであり、土・日曜日、祝日を除く午前9時 から午後5時までの縦覧時間では、一般の目に触れる ことは難しい。例えば関係自治体の施設としては、稚 | 方法書の縦覧にあたっては、環境影響評価法第7条に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(稚内市)において図書の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧を行っています。縦覧場所は、公共性の高さや交通の便を考慮して選定していますが、御指摘を踏まえて今後の手続きにおいては縦覧場所を検討いたします。インターネットにおける縦覧については、一部の環境では閲覧できない状況にあったことは、今後の課題として認識し、閲覧環境の向上に努めます。 |

内市立図書館や稚内総合文化センター、豊富町民センター、豊富町定住支援センターふらっと☆きたなど、 夜間や土・日曜日、祝日でも開館している施設があり、 それらの施設での縦覧も行うべきである。

また、景観への配慮も考慮するのであれば、当該事業地周辺の景観を求めて訪れる観光客等へも周知をするため、サロベツ湿原センターや幌延ビジターセンターなどの観光拠点となっている公共施設でも縦覧を行うべきである。

さらに、インターネットの利用についても、配慮書・方法書のいずれもダウンロード保存や印刷が不可能となっており、Firefox や Chrome、Safari など Internet Explorer よりも利用率の高いウェブブラウザで閲覧することができない事態も多発していたことから、広く周知する姿勢とは程遠い状況であった。よって、もし地域住民や国民の理解を得、環境影響に配慮して事業を進めるつもりが事業者にあるのであれば、方法書を撤回し、配慮書の縦覧からその方法及び期間を改めてやり直すべきである。

また、例えば表 7.1-1No3 の「事業者の見解」におい て、「配慮書の2章では、事業を行う目的を記載する とともに、その背景や経緯・必要性を記載しています。」 などと書かれているが、1ヶ月の縦覧期間を過ぎると、 紙媒体でもインターネット利用でも配慮書を閲覧する ことが不可能となっており、確認することが出来ない。 これは方法書においても同様の措置が取られている。 よって、もし地域住民や国民の理解を得、環境影響に 配慮して事業を進めるつもりが事業者にあるのであれ ば、「環境影響評価図書のインターネットによる公表 に関する基本的な考え方(平成24年3月環境省総合環 境政策局環境影響評価課)」に従って、「少なくとも 同一の案件に対する環境影響評価手続が終了するまで は、引き続き公開すること」「特段の理由がない限り、 引き続きインターネット上で公表すること」を配慮書 の段階からやり直すことが必要である。

配慮書に対して意見書を出させていただいたが、それに対する事業者の見解は、書面や直接聞き取りなどによって示されることなく、方法書 7.1 において初めて示された。これでは、事業者の見解に対する意見者からの見解を述べる機会が無く、事業者の見解が如何に的外れなものであってもアセスメント手続きを進めることが出来ており、意見書の提出がなんら意味のないものとなってしまう。例えば、当方の意見書において、「将来的な生息可能性(潜在的な利用可能地)についても希少猛禽類等については適地として十分考慮すべきである。」と述べていたが、表 7.1-1 の意見の概要からこの部分は除外されており、意見が全く無視

(仮称) 道北北西部風力発電事業計画段階配慮書に ついていただいたご意見に関しては、環境影響評価法 第5条の6に基づき、本方法書に事業者としての見解 を記載しています。本方法書に対していただいた環境 保全の見地から頂いたご意見に対しても真摯に受け止 め、今後の環境影響評価手続きに可能な限り反映させ るべく検討いたします。

13

されている状況である。

よって、今回の方法書は撤回し、配慮書に対して意見事を提出した意見者に、事業者の見解を示してヒアリングを行うなど意見交換を行い、その結果をフィードバックした上で改めて方法書の作成を再度行うべきである。

専門家等へのヒアリング結果が示されているのは、 第3章「対象事業実施区域及びその周囲の概況」の3.3 「専門家等へのヒアリング」並びに第6章「対象事業 に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価 の手法」の 6.2.1 「専門家等へのヒアリング」の 2 箇 所であるが、前者は「植物の専門家」(専門家の所属 は記載されていない) 1名のみ、後者は大学教員(哺 乳類・爬虫類・両生類)、個人研究家(鳥類)、個人 研究家(昆虫類)、公益団体職員(魚類・底生動物)、 団体顧問(植物、植生、緑化)、稚内市(景観・人と 自然との触れ合いの場)、豊富町(景観・人と自然と の触れ合いの場)、幌延町(景観・人と自然との触れ 合いの場)と極めて少なく、知見等に大きな偏りが生 じている可能性が否めない。例えば「植物の専門家」 といっても、その専門分野は多岐に渡っており、造園・ 緑化の専門家と、保全生態学の専門家とではその視点 は大きく異なる。少なくとも各専門分野において3名 以上の所属の異なる専門家等からのヒアリングを実施 する必要がある。そして、専門家等の専門分野もその 学術的立場が分かるようにもっと詳しい専門分野を明 記すべきである。

また、「景観・人と自然との触れ合いの場」のヒア リング対象はいずれも市役所・町役場の職員のようで あるが、例えば当方に最も身近である豊富町について いえば、地域の景観の保全やそれを活かした地域の活 性化等に明確なビジョンを持っておらず、旅行者等の 地域を訪れる人々の動向や嗜好などの情報把握に努め ているとは言い難く、彼らだけでは情報源としては不 足である。例えば、各市町の観光協会の職長、環境省 稚内自然保護事務所の自然保護官、サロベツ湿原セン ターや幌延ビジターセンターなどの観光拠点の職員・ 宿泊施設やレンタカー・タクシー・バス会社や旅行代 理店の職員、豊富温泉コンシェルジュデスクなど地域 の訪問者に直に接しその動向の把握に努めている人々 は多数存在しており、彼らからのヒアリングは必須で ある。また、地域の特性を把握している景観の専門家 からのヒアリングも必要である。

本事業では、調査手法の検討、現地調査、予測・評価の各段階において、専門家等へのヒアリングを行い技術指導や情報収集を行っていく方針です。方法書においては、特に動植物を中心に調査手法や調査時期の確認や当該地域の情報を補足することを目的として実施しています。ヒアリング対象の専門家等は、項目毎の専門性や当該地域における知見等を踏まえて選定しています。今後現地調査の実施にあたって、追加の情報収集が必要と考えられる項目については、さらなるヒアリングを検討します。

動物の専門家等へのヒアリングは調査、予測及び評価の手法に関わるものに限っているが、ここでは植物の専門家に地域の概況について聞き取りをしている。 動物の専門家に同様のことをしなかったのはなぜか。

方法書段階における専門家等へのヒアリングは、原 則として調査、予測及び評価の手法について実施しま した。植物については、現地調査を実施する前の段階 においても、既存資料が現状と乖離している点が認め

15

14

られたため、地域の概況についてもヒアリングを実施 事業地選定の段階から専門家の意見を取り入れれば、 しました。準備書においては、現地調査結果を踏まえ 希少種の生息地の保全や渡りへの影響回避などを事前 て専門家等へのヒアリングを実施し、事業による影響 に考慮することができ、信頼度の高い事業地選定が可 の予測及び評価結果や、必要となる環境保全措置等に 能であったはずである。 ついて、助言を得ることを予定しています。 方法書段階における専門家等へのヒアリングは、原 専門家等へのヒアリングは調査、予測及び評価の手 法にかかわるものに限っている。事業地選定の段階か 則として調査、予測及び評価の手法について実施しま した。植物については、現地調査を実施する前の段階 ら専門家の意見を取り入れればより信額度の高い事業 においても、既存資料が現状と乖離している点が認め 地選定が可能であったはずだが、なぜしなかったのか られたため、地域の概況についてもヒアリングを実施 16 理解できない。国意見においても専門家の意見聴取を しました。準備書においては、現地調査結果を踏まえ 求められている。 て専門家等へのヒアリングを実施し、事業による影響 の予測及び評価結果や、必要となる環境保全措置等に ついて、助言を得ることを予定しています。 北海道新聞で環境影響評価の図書縦覧ならびに説明 本方法書においては、宗谷地域における発行部数等 を考慮し、日刊宗谷にて公告を行いました。なお、北 会の告知をしてださい。これだけ大きな事業です。北 17 海道新聞紙上で公告してください。 海道新聞においても説明会の告知を行っています。 (仮称) 道北北西部風力発電事業計画段階配慮書の 「想定区域から実施区域に絞り込んだ結果、重大な 段階では、個々の事業の位置や規模が未確定であった 環境影響の回避・低減した」との表現が繰り返されて ため、広域な事業実施想定区域を設定していました。本 いるが、この表現は、実施区域応おける重大な環境影 方法書では、第7章にお示しした通り、対象事業実施 響を回避・低減したと誤解されかねない。「当初の広 域の惣定区域において重大な環境影響を回避・低減す 区域の設定にあたり、住居、学校病院等がまとまって 分布する地域や鳥獣保護区等の配慮すべき区域を優先 るように複数の区域を比較検討し、実施区域を絞り込 的に除外した上で、複数の事業実施候補区域について んだ。しかし、絞り込んだ実施区域内とその周辺にお 事業面及び環境面からの比較検討を行い、事業候補地 ける悪影響の回避・低減については、別途、慎重に検 を選定しました。また、選定した事業候補地について、 討する。」などと慎重かつ正確な表現に直して、曖昧 表現を削除する必要がある。 個々の居住宅や自然林といった配慮事項についても極 環境影響評価における複数案比較は、本来、重大な環 力除外することを検討した上で、対象事業実施区域を 設定しています。上記にお示ししたような複数の検討 境影響の検討によりゼロオプションを含むべきである 過程を経ることで、環境面の様々な配慮事項について が、想定区域のどこかに必ず事業を実施できる区域を 18 選定するのであれば、重大な環境影響の回避・低減を の懸念事項を明確にした上での事業地の絞り込みが可 能となり、事業地の設定段階における重大な環境影響 図ることはできないと考える。 また、配慮書において「本事業の事業実施想定区域 の回避・低減が図られているものと考えています。 は、風況調査結果及び地形、土地利用状況、施工可能 性等の制約条件を考慮した上で、現時点で発電所を配 置する可能他のある範囲を包含するよう、範囲を広め に設定したものである。今後の環境影響評価手続きに おいては、環境配慮事項の検討結果を踏まえて対象事 業区域を設定することにより、重大な環境影響の回避、 低減が可能である。」と記されていたことに対する「科 学的論理的根拠が示されていない」という一般意見に 対して、方法書の事業者見解は、その点について回答 していない(方法書 286 頁)。 (仮称) 道北北西部風力発電事業計画段階配慮書の 風車の基数は配慮書の内容から2倍程度に増加され ているが、出力と基数の倍増が方法書に明記されてい 段階では、個々の事業の位置や規模が未確定であった 19 ため、1事業あたりで想定される最大出力を記載して ない。方法書で示された対象事業の内容は、計画段階 配慮書の内容と大きく異なるため、環境影響評価手続 | いました。本方法書の段階では対象事業実施区域の絞 きをやり直すべきである。

20

り込みにより、事業地の位置及び規模が明確になったことを踏まえて、発電所出力と風力発電機の基数をお示ししています。なお、環境影響評価法施行令においては、軽微な修正の要件として、方法書以降の手続きにおいて発電所の出力については10%以上増加しないことを定めているため、今後の手続きにおける出力の大きな変更は想定しておりません。

風力発電幾の出力により変動する」として、方法書段 階でも何基の風車がどこに設置されるのか、風車詳細 位置や配置が分からないままにあり、事業計画が具体 的ではなく不明確であり、環境への影響について十分 には把握・評価できないと判断される。方法書であれ ば、発電所の規模、風車の設置等に関して詳細計画が 示され、それに基づいた環境影響を評価する必要があ る。以上のことから、この方法書は方法書として必要 なレベルに達していないので、改めて、配慮書段階か

ら環境影響評価手続きをやり直すべきである。

「風力発電所出力と風力発電機の基数は、使用する

風力発電機の配置及び基数は、現時点ではお示しできておりませんが、調査、予測、評価の方法を示す方法書段階においては、配置と基数が未確定であっても適切な環境影響評価を行うことが不可能であるとは考えておりません。準備書の段階では配置や基数を示し、実際の改変面積や風力発電機の配置を踏まえた予測評価を行う予定です。また工程計画についても現時点では未定ですが、準備書の段階では工程計画を踏まえた予測・評価の結果をお示しします。

3. 騒音及び超低周波音、振動

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|--------|--|---|
| No. 21 | 意見の概要 騒音、低周波音の心配もあります。 いくら広大な地域とはいえ、民家、学校、施設などがあります。そして皮膚病に効くことで全国的に有名な豊富温泉があります。湯治客が絶えないそうです。せっかく湯治にきて騒音、低周波音のために具合悪くなる可能性があります。住んでいる方はもちろん、もっと影響があります。具合が悪くなるのです。建設してしまってから止めるのでは遅いのです。ぜひ中止してください。 大気質、騒音及び超低周波音、振動、風車の影について、調査地点はいずれも居住宅や住宅地など人間生活への影響のみを考慮した地点が設定されているが、 | 事業者の見解 本事業の対象事業実施区域の設定にあたっては住居、学校病院等がまとまって分布する地域を優先的に除外し、事業地選定段階での環境影響の低減を図っています。また、施設の稼働に伴う騒音及び低周波音については、本方法書において評価項目として選定し、十分な現地調査及び予測評価を行ってまいります。 風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音等による家畜や野生動物への影響に関する論文等は現在のところほとんどないのが現状と認識しています。ただし、 |
| 22 | 国内有数の酪農地帯であり国内でも類を見ない野生動物種の宝庫であるという地域の特性を鑑み、家畜や野生動物への影響を考慮した調査地点を設定するべきである。貴社グループの(有)稚内グリーンファクトリーはコントラクター事業により地域の酪農業を支える存在であるから、家畜への影響評価は他社に先駆けて行うべき重責を負っているはずである。 | ご指摘を踏まえて、今後も引き続き最新の知見の収集 に努め、それを踏まえて予測及び評価を行います。 |
| 23 | 超低周波音の測定、評価において、「G特性」は、「聞こえない音は健康被害をもたらさない」という医学的根拠に基づかない判定基準であり、超低周波音領域を「聞こえない音圧」レベル領域として評価の対象から除外する。そのため、「G特性」に墓づく評価は許されることではない。音源条件に関する詳細な情報(選定予定機種ごとの仕様)はもちろん、音響特性としての音響パワーレベルの算出値とその算出過程、ならびに、それらの基となる測定諸条件ごとの実測データを公開する必要がある。さらに、「現況値」と「風車からの予測値」との比較では、1/3 オクターブバンド別に平坦特性でグラフ化する必要がある。そのことによって、現況の音環境からの変化を厳密に確認することができる。そのようにすると、必要な対策を示すことができるはずであるので、その対策について明示していただきたい。 | ・超低周波音の測定、評価については、G 特性は聞こえない音も含めた感覚閾値を元に心理的・生理的影響の評価特性として設定されたものであり、評価に採用するのは妥当であると考えます。 ・超低周波音の音響特性については、音響パワーレベルの算出値、音響パワーレベルの算出過程、測定諸条件ごとの実測データを公開するよう努めます。 風力発電機の音響パワーレベルのうち、1/3 オクターブバンド中心周波数 25Hz~10kHz については、IEC61400-11 に規格されていますが、1Hz~20Hz の超低周波音領域においても、IEC に準拠したパワーレベルの算出を行うようメーカーに要請してまいります。 ・現況値と風車からの予測値の比較「人の感覚に関する評価」及び「物的苦情に関する評価」を行います。 「人の感覚に関する評価」については、①測定により求められた 1/3 オクターブバンド音圧レベル現況値、②風力発電設備から発生する 1/3 オクターブバンド音圧レベル予測値、③現況値と予測値を合成した施設稼働後の 1/3 オクターブバンド音圧レベルとついて |

は、縦軸を音圧レベル(平坦特性)とした「低周波音 及び可聴音の不愉快さを感じる感覚」グラフ(環境ア セスメントの技術 社団法人環境情報科学センター 平成11年)にプロットし、振動感・圧迫感に関する検 討を行います。 「物的苦情に関する評価」については、上記、現況 値、予測値、合成値について、縦軸を音圧レベル(平 坦特性)とした「建具のがたつき閾値」グラフ(低周 波音の測定方法に関するマニュアル 環境省 平成12 年) にプロットし比較検討を行います。 なお、具体的な環境保全措置については風力発電機 の仕様が定まる準備書以降において明示いたします。 騒音及び超低周波音は、その発生源である風車から 風車から発生する低周波音・超低周波数音などによ る影響は、国内において、風車の(定格出力)700~ の距離が大きくなることに伴い減衰するものであるこ 1.500kW の風車での健康被害例が国内で約 2.5km まで とから、予測及び評価は、直近の居住宅等を優先して の範囲に知られており、定格出力が増大すると、その 行うこととしています。予測の結果、直近の居住宅等 影響が及ぶ範囲はさらに遠距離に及ぶことが国内外か において騒音又は超低周波音による環境影響が懸念さ 24 ら指摘されている。この事業計画は風車の出力が約 れる場合には、適切な環境保全措置を実施することに 2,000~3,200kWとされるので、健康被害者を生み出さ より、それよりも影響が小さいと考えられる遠方の居 住宅等についても、環境保全が図られるものと考えて ない予防原則の立場からは、少なくとも3~4kmの範囲 の悪影響を考慮すべきである。 想定区域からの絞り込みによって実施区域とその周 第4章の評価につきましては、ご指摘にありますよ うに、事業実施想定区域から対象事業実施区域への絞 辺における影響がなくなるはずがないので、実施区域 り込み(居住宅の数が減少したこと)のみよって、対 とその周辺における環境影響の回避・低減が図られる 象事業実施区域とその周辺における影響がなくなるわ との記述は、極めつきの詭弁でしかない。 けではなく、区域の絞り込みによって少なからず対象 健康被害が危惧される範囲、風車から3~4kmの範囲で 居住地を確認する必要がある。そうした場合に、居住 事業実施区域からの距離が確保されたことによって、 宅と言おうと住居地域と言おうと、住宅がどの程度認 対象事業実施区域とその周辺における居住宅への影響 が回避・低減されているとしております。 められるか明示する必要がある。 この計画では、住宅や施設が風車群に近接しているこ 25 とから、超低周波音や風車の影などによる健康被害、 重大な環境影響が大いに危惧される。 したがって、まとまった市街地や住宅地ではなく 個々に離れた住宅であっても、風車群から3~4km以内 の距離にある場合は、健康被害が生じる危険性が高い。 方法書では、健康被害を事前に防ぐための調査・予測・ 評価の方法を明示するとともに、健康被害が生じた場

合の責任を誰が負うのかまで、具体的に明記すべきで

ある。

4. 風車の影

事業者の見解 No. 意見の概要 風車の影(シャドウフリッカー・ストロボ現象)の影 風車の影の影響範囲については、現状では国内の指 針値が示されておらず、国内の既存事例や海外の文献 響は、低周波音・超低周波音と同程度またはさらに遠 距離に及んで、健康被害を生じさせる事例が知られて 等を参考に予測範囲を設定せざるを得ないのが現状で いる。そのため配慮書でも方法書でもなぜ、lkm以内 す。本方法書においても環境省の検討会資料等をもと だけで影響を評価するのか、科学的論理的に説明しな に上記の文献を引用しました。 ければならない。発電所の出力増加やウインドファー また、当該文献の他にも、"Update of UK Shadow Flicker ム化が進んだ現状に置いて、2004年の1つの海外文献 Evidence Base" (Department of Energy and Climate を論拠に、その根拠が適合するかの正当性については、 Change. 2011) において、「風力発電機のローター直径 の10倍の範囲内」は適切なアセスメントの領域である 他の多くの文献に基づいて詳細かつ科学的な説明が必 要であり、私たちが把握している根拠を考え合わせる とされており、調査・予測の範囲としては妥当である と、予防原則を重視して、超低周波音と同様に、少な と判断しています。 くとも3~4kmの範囲で調査・予測・評価すべきである。 なお、シャドーフリッカー現象は一般的に「狭い窓の 開口部を通してフリッカーが現れ、建物内部でのみ生 じる。」ものを指しています。ストロボ効果について は上記文献 (P.6) に以下のように記されております。 ______ 「シャドーフリッカー効果」とよく混同されるもう一 つのはっきりと異なる現象は「ストロボ効果」現象で ある。ストロボ効果は、少し離れた距離から視認でき る反射光の閃光に関係する。この現象は、タービンブ 26 レードの色と表面仕上げのための業界基準(ライトグ レー色のセミマット)の開発によって大きく改善され た。これはETSU (1999) の研究および Companion Guide to PPS22 (2004) で提案されている。 ______ 以上より、シャドーフリッカーの予測評価につきま しては上記文献に基づく範囲で行いたいと考えており ます。なお、現時点では本事業で建設される風力発電 機のローター径が 100m 程度となる計画であることを 踏まえ予測範囲を 1km の範囲としましたが、使用する 風力発電機のローター径に応じて予測範囲は検討致し ます。風車の影の影響については、ご指摘のとおり、 単に風車と保全対象の離隔距離のみならず、方角(位置 関係)、周辺地形等により変化するため、準備書におけ る予測・評価に関しましては、風車の具体的配置を確 定した上で、ブレード回転によるシャドーフリッカー の影響時間についてシミュレーションによる定量予測 を行い、年間及び冬至、春分、夏至、秋分の等時間日 陰図を作成して日陰時間を予測・評価するとともに、

年間の日最大日陰時間についても予測・評価します。

5. 地形・地質

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|----------------------------|--------------------------|
| | 表 4.3-5「重要な地形・地質(日本の地形レッドデ | 「宗谷丘陵の周氷河性波状地形」については、「日 |
| | ータブック)」の「宗谷丘陵の周氷河性波状地」は、 | 本の地形レッドデータブック第2集」に当該地形の範 |
| | 対象事業実施区域の設定にあたって回避したとしてい | 囲が示されていないことから国土地理院の「日本の典 |
| | るが、実際には回避されていない。「日本の地形レッ | 型地形」に示されている範囲を「重要な地形・地質」 |
| | ドデータブック第2集」が当該地形の範囲を示してい | として取り扱いました。ただし、ご指摘を踏まえ、今 |
| | ないことから国土地理院の「日本の典型地形」に示さ | 後専門家等へのヒアリングを実施し、地形及び地質に |
| | れている範囲を代用したとしているが、「日本の典型 | ついての調査、予測及び評価の実施を検討します。 |
| | 地形」は「宗谷丘陵の周氷河性波状地」のごくコアな | |
| | 部分が示されているものであり、周氷河性波状地形は | |
| 27 | 「道北の自然を歩く」(道北地方地学懇話会編・北海 | |
| | 道大学出版会) に示されている通り、宗谷岬から少な | |
| | くとも大規模草地の一帯の丘陵地帯までは連続してい | |
| | る地形であり、対象事業実施区域のほぼ全域が含まれ | |
| | ている。宗谷丘陵の周氷河性波状地形の最もコアな部 | |
| | 分は、貴社グループの(株)ユーラスエナジー宗谷が | |
| | 運営している宗谷岬ウインドファームによって、すで | |
| | にその景観の大部分を改変されてしまっているため、 | |
| | 現在残されている宗谷丘陵の周氷河性波状地形による | |
| | 景観は極力保全されなければならない。 | IX II. |

No. 意見の概要 事業者の見解 宗谷地方はサハリンと日本列島を行き来する渡り鳥 ご指摘のとおり、当該地域は希少猛禽類や渡り鳥の にとって国際的にも重要な移動経路であることが、各種 生息場、渡りの中継地となる豊かな自然環境を有して の調査研究により明らかである。とりわけ国際的な希少 おり、本事業においては、バードストライク等、鳥類 種であるオオワシは、北海道を主要な越冬地とし、その への影響を適切に予測・評価することが重要課題の一 多くが宗谷海峡を通過するとされている。また、サロベ つと認識しております。本方法書における対象事業実 ツ湿原、クッチャロ湖(以上ラムサール条約登録湿地)、 施区域の設定にあたっては、鳥類への影響を回避・低 減するため、声問大沼鳥獣保護区や重要野鳥生息地 兜沼、声問大沼といった、大規模な水鳥渡来地が存在す (IBA) を優先的に除外しました。今後の環境影響評価 また今回の6事業の予定地域に限定した視点において 手続きにおいては、現地調査の結果を踏まえ事業影響 も、事業予定地は水鳥の大規模渡来地である声問大沼・ の予測・評価を行い、状況に応じた環境保全措置を検 討することにより、影響の回避・低減に努めます。各 メグマ沼と兜沼等のサロベツ原野湖沼群を結ぶ地域で 段階では専門家等のご意見を伺いながら進めていく方 あり、河川や湿地も発達していることから、渡り鳥が集 針です。なお、渡り鳥への影響はご指摘の通り 6 事業 中して利用している重要な環境であることが容易に想 の累積的な影響を踏まえて予測・評価を行う方針です。 像できる。 上記のような地域に合計で 145~250 機とされる大型の 風力発電施設群を設置することは、渡り鳥への重大な影 響(バードストライクによる個体数の損耗、渡り行動へ の影響など) が懸念される。 28 風力発電施設の渡り鳥への影響の評価については未だ に十分な知見が無く、また問題が発生した場合の対策も 未確立である。(オジロワシの衝突死は依然続発してい 加えて宗谷地方には本事業計画以外にも多数の風力発 電施設が稼働又は計画中であり、それらとの複合的影響 も懸念される。 以上から、この地域にこれ以上大規模な風力発電施設 を設置することは、ガン・カモ類の渡りやオオワシ等の 希少種に対し取り返しのつかない悪影響を及ぼしかね ない。予防原則に基づき、事業地域の根本的な再検討や 問題発生時の事業中止も含め全事業計画を抜本的に見 直すことを要望する。そのためにも、計画初期の段階で 専門家の参加した調査によってワシ類やガン・カモ類の 環境利用を把握し、あらかじめそれらを事業地から除外 すべきである。さらに、貴社による6事業はいずれも近 接していることから、渡り鳥への影響は6事業を総合し て評価すべきである。 ご指摘のとおり、サロベツ湿原は、希少動植物の生 サロベツ湿原は、利尻礼文サロベツ国立公園に指定さ れています。指定されているのは部分的ですが、周辺も 息・生育場となる豊かな自然環境や当該地域を代表す 含めて、雄大な自然環境に恵まれた風景は、本州以南の る景観を有しており、本事業においては、動植物や景 観への影響を適切に予測・評価することが重要課題の 日本の他の地域には見られない特有の景観です。日本の 最北というロケーションだからこそ、北海道民はもとよ 一つと認識しております。今後の環境影響評価手続き 29 り日本国民の宝として、国立公園にふさわしい自然環境 においては、現地調査の結果を踏まえ事業影響の予 を備えた素晴らしい地域であります。また、ラムサール 測・評価を行い、状況に応じた環境保全措置を検討す ることにより、影響の回避・低減に努めます。 条約登録湿地でもあり、特に水鳥の生息地として国際的 にも重要な湿地であるといえます。この事業を進める地

元に住まわれている方は、その素晴らしさが当たり前す

| | ぎて、気が付かないまま、このような信じられない大規模な風力発亀事業に参加してしまっているのではないかと心配しています。サロベツ湿原は、日本で最も北に位置する日本最大の高層湿原です。1960年以降の大規模開発により、その面積を減少させはしましたが、国際的にも重要とされる地域並びにその周辺にこのような風力発電計画が実行された場合、サロベツ湿原の自然環境に対する影響、自然景観に対する影響は必至だと思います。よって、環境保全の観点からこの方法書を撤回し、(仮称)勇知風力発電事業を中止してください。 | |
|----|---|---|
| 30 | ◎ルートセンサス法について 計画地における鳥類の繁殖状況を把握するためには、 現存する環境要素をできるだけセンサスルートに含め る必要があるが、方法書に記されている 13 ルートで対 象事業実施区域(以下、計画地と言う)にあるすべての 環境要素を網羅できているか示すこと。 | 既存資料から把握した、対象事業実施区域内の環境要素は、図 3.1-15 にお示ししたとおりです。ルートセンサス法による調査は、一定区間内の個体数を定量的に把握することを目的に実施することを計画しており、方法書に記載した13ルートにより、対象事業実施区域内の主要な環境要素はすべて把握できるものと考えています。なお、局所的に存在する環境等については、任意踏査において調査を行い、鳥類相の把握に努めます。 |
| 31 | ◎ルートセンサス法について1つのコースにつき、出現種数が飽和する 4~6 回のセンサスを行うことで1回の調査とし、2 年間実施すること。 | ルートセンサスの調査ルートは対象事業実施区域内の主要な環境要素をすべて把握できるよう設定しており、それぞれの環境要素での鳥類相の把握に努めることで、対象事業実施区域及びその周辺の鳥類相を把握する予定です。また、ルートセンサスのほか、ポイントセンサスや任意調査、希少猛禽類調査、渡り鳥調査等の他の鳥類調査時においても、確認種を可能な範囲で記録し、対象事業実施区域及びその周辺の鳥類相を網羅できるよう努めます。 |
| 32 | ◎ポイントセンサス法について 調査は毎月実施し、特に繁殖期など計画地で鳥類の種数または個体数が増える時期には、月に2回以上の調査を実施すること。なぜなら、Douglasら(2012)によると、調査回数を重ねる方が重ねないのに比べて、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される、つまり真の値に近づくためである。 | ポイントセンサス法は、鳥類相及び個体数を一定時間内に定量的に把握することを目的に実施する計画です。各季節にそれぞれ調査を実施することで、季節毎の鳥類相及び個体数を把握できると考えております。また、ポイントセンサスのほか、ルートセンサスや任意調査、希少猛禽類調査、渡り鳥調査等の他の鳥類調査時においても、確認種を可能な範囲で記録し、対象事業実施区域及びその周辺の鳥類相を網羅できるよう努めます。 |
| 33 | ◎鳥類(渡り鳥)の調査について 調査対象はコハクチョウ等のガン・カモ類だけでな く、猛禽類や小鳥類など対象を広く観察すること。 | 鳥類(渡り鳥)の調査については、ガン・カモ類だけでなく、猛禽類や小鳥類なども対象とし、記録を行います。 |
| 34 | ◎鳥類(渡り鳥)の調査について 調査は11月も行うこと。なぜなら、計画地では11 月も一般鳥類が渡っている可能性があるためである。 | 鳥類(渡り鳥)の調査時期は、対象事業実施区域の 状況や年変動及び有識者等の意見等を踏まえ、9~11 月の渡りが多くみられると考えられる時期を中心に、 適切な調査時期を設定します。 |
| 35 | ◎鳥類(渡り鳥)の調査について 1週間連続した観察を1回の調査として月2回、または3日間連続した観察を1回の調査として月4回、2年間実施すること。なぜなら、渡り鳥の種類、個体数、時期等は年による変動があり、記載されている調査頻度ではこの年による変動および計画地における渡り鳥のピ | 鳥類(渡り鳥)の調査については、専門家の意見を踏まえ、1 季あたり連続5日間×2回(1 季あたり合計10日間)の調査を2 季(春、秋)実施としました。また、希少猛禽類(渡り)についても、同様の調査日数の調査を別途2 季実施し、その他の鳥類調査時にも鳥類の渡り状況を可能な範囲で確認し、渡りの状況を適切 |

| | ーク状況を把握することが難しいためである。 | に把握することに努めます。 |
|----|--|---|
| 36 | ◎鳥類(渡り鳥)の調査について 調査地点数は2地点にこだわらず、無駄のない範囲で できるだけ多くの地点数を設けること。 | 希少猛禽類や渡り鳥の調査地点については、対象事業実施区域及びその周辺の生息状況や飛翔状況を確認できる地点を選定し、方法書に記載致しました。また、現地調査に当たっては、鳥類の出現状況等に応じて、確認に適した地点を用い、鳥類の行動を的確に把握できるよう致します。 |
| 37 | ◎鳥類(渡り鳥)の調査について 垂直回しを含めたレーダー調査を活用し、計画地における夜間の小鳥の渡り状況を把握すること。鳥の種類は分からなくても、おおよその個体数と飛行高度を把握することで、計画地が小鳥の渡り経路になっていないか、飛行高度等からみてバードストライクが発生する危険性がないか確認すること。 | 夜間の渡り鳥の状況を把握するため、専門家等のヒアリング結果も踏まえ、日の出前2時間及び日の入後2時間の夜間調査を実施し、日の出前と日入後の夜間の状況についても把握致します。そのほか夜間のコウモリ類調査時や鳥類調査時において鳴き声の確認に努め、その状況を把握する予定です。なお、レーダー調査については、地形状況や障害物(樹木等の繁茂状況)等による制限をふまえ、実施の可否を検討します。 |
| 38 | ◎鳥類(希少猛禽類)の調査について 繁殖が確認された場合には、繁殖期から幼鳥の分散開始までにおいて月に2回以上の調査を実施すること。なぜなら、Douglasら(2012)によると、調査回数を重ねる方が重ねないのに比べて、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される、つまり真の値に近づくためである。 | 鳥類(希少猛禽類)の調査は、1日8時間の調査を1月から8月の各月3日間とし、2ヶ年の調査を実施するため、衝突確率の算出に十分な観察時間を確保しているものと考えています。ただし、希少猛禽類の繁殖が確認された場合は、必要に応じて繁殖の成否や幼鳥の行動圏を把握するため、重点をおき調査を実施するよう致します。 |
| 39 | ◎鳥類(希少猛禽類)の調査について 調査地点数は6地点にこだわらず、無駄のない範囲でできるだけ多くの地点数を設けること。 | 希少猛禽類の調査地点については、対象事業実施区域及びその周辺の生息状況や飛翔状況を確認できる地点を選定し、方法書に記載致しました。また、現地調査に当たっては、鳥類の出現状況等に応じて、確認に適した地点を用い、鳥類の行動を的確に把握できるよう致します。 |
| 40 | ◎鳥類(希少猛禽類)の調査について 計画地を含む道北地域は絶滅危俱 IB の鳥類チュウヒ が複数繁殖している可能性があるため、オジロワシやオ オワシのみならず、チュウヒの繁殖の有無の確認にも最 大限努めること。 | 希少猛禽類調査では、オジロワシ、オオワシに限らず、チュウヒを含む生息が予想される猛禽類を対象と して調査を実施します。 |
| 41 | ◎鳥類(希少猛禽類・渡り)の調査について渡り等で希少猛禽類が計画地を利用する頻度が高い時期には、月に2回以上の調査を実施すること。なぜなら、Douglasら(2012)によると、調査回数を重ねる方が重ねないのに比べて、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される、つまり真の値に近づくためである。 | 鳥類(希少猛禽類・渡り)の調査については、専門家の意見を踏まえ、春秋の渡り適期には、1季あたり連続5日間×2回(1季あたり合計10日間)の調査を実施します。また、その他、希少猛禽類調査も、月1回の頻度で調査を予定しており、これらの結果もふまえて、希少猛禽類の渡りの状況を把握することに努めます。 |
| 42 | ○鳥類(希少猛禽類・渡り)の調査について 調査地点数は2地点にこだわらず、無駄のない範囲で できるだけ多くの地点数を設けること。 | 希少猛禽類や渡り鳥の調査地点については、対象事業実施区域及びその周辺の生息状況や飛翔状況を確認できる地点を選定し、方法書に記載致しました。また、現地調査に当たっては、鳥類の出現状況等に応じて、確認に適した地点を用い、鳥類の行動を的確に把握できるよういたします。 |
| 43 | ◎鳥類(希少猛禽類・渡り)の調査について 調査は12月も行うこと。なぜなら、計画地では12 月もまだ希少猛禽類が渡っている可能性があるためである。 | 12 月においても、希少猛禽類調査を実施致します。 その際に希少猛禽類の渡り等の状況についても確認、 記録致します。 |

計画地周辺には準絶滅危倶種の鳥類オオジシギが多数繁殖している可能性がある。オオジシギはでディスプレイフライトを含む繁殖行動からバードストライクに遭う可能性が高いと考えられ、実際に国内でもこれまでに複数のオオジシギが犠牲になっている。そのため、オオジシギの繁殖の有無、繁殖確認位置や行動、飛行高度の確認に最大限努めること。 宗谷には珍しい動物がきます。通り道です。人間にと

既存資料調査から、対象事業実施区域の周囲にオオジシギが生息する可能性があることは把握していますので、周辺での繁殖状況や飛翔範囲、飛行高度等を記録し、その生息状況の把握に努めます。

っては、不用なものと思っているのでしょうが、動物も同じ魂を持った生き物です。生命を持っているのです。自然と共存してこそ生命は守られていくのです。自然から学ぶことは大きいです。それを人間は自分達の利益の為に破壊しているのです。

北海道は渡り鳥の宝庫です。バードストライクが心配

ご指摘のとおり、宗谷地方は希少猛禽類や渡り鳥の 生息場及び渡りの中継地となる豊かな自然環境を有し ており、本事業においては、鳥類を始めとする動物へ の影響を適切に予測・評価することが重要課題の一つ と認識しております。弊社は再生可能エネルギーの普 及拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自 然環境への配慮を重要課題と位置付け、再生可能エネ ルギーと自然環境の共存・共生を目指してまいります。

です。自然を大事にしなければなりません。私たちはこれから動植物も含めて、人間性を大事にし、お金儲けではなく、倫理的に経済を考えていかなければ、将来の北海道はありません。

ご指摘のとおり、北海道は希少猛禽類や渡り鳥の生息場、渡りの中継地となる豊かな自然環境を有しており、本事業においては、バードストライクの影響を適切に予測・評価することが重要課題の一つと認識しております。弊社は再生可能エネルギーの普及拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮を重要課題と位置付け、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指してまいります。

「渡り鳥(一般鳥類)の調査方法について、渡り鳥の 渡り個体数のピークは種によって異なり、また年によっ ても変動する。特に周辺地域の特性として重要な種であ るケアシノスリやハイイロチュウヒ、シロハヤブサ、シ ロフクロウ、ベニヒワなど高緯度地域で繁殖する鳥類は 繁殖地での餌の状況によって飛来数が大きく増減し、概 ね3~5年程度の周期があるといわれている。よって、「春 季 4~5 月、秋季 9~10 月 1 季あたり連続 5 日間×2 回(1 季あたり合計 10 日間)」という実施回数は少なすぎる。 ピークを逃さない為には、最低でも「連続5日間の調査 を各4回、1季あたり8回(合計40日間)」は必要で あり、少なくとも3年間は続けて調査を実施する必要が ある。また、調査時間については表 6.2-14 には記載が ないが、周辺地域の重要な渡り鳥であるハクチョウ類に ついては日中や夜間にも頻繁に渡り行動を行っている こと、同様に重要な渡り鳥であるヒシクイやマガンなど のガン類は渡りの時期には兜沼やペンケ沼等のねぐら と周辺地域の採餌場との間の移動を日中頻繁に繰り返 しており、その際に事業実施区域を通過するであろうこ とが予想されことから、日中や夜間も含んだ時間帯に実

47

調査手法につきましては、専門家の助言等も踏まえ計画させて頂いており、渡り鳥(一般鳥類)の対象事業実施区域周辺の生息・利用状況について十分に把握できるものと考えております。またその年の渡り時期のピーク状況については過去の渡り行動の動向なども把握しながら、ピークを逃さぬよう細心の注意を払い調査時期を検討します。

「希少猛禽類渡り」の調査についても同様に、渡りのピークは天候などによって大きく変動する上、短期間に集中して渡る傾向があるため、「春季 $3\sim4$ 月、秋季 $10\sim11$ 月 1季あたり連続 5 日間 $\times2$ 回(1季あたり合計 10 日間)」という実施回数ではピークを逃して過小評価してしまう可能性が高く、最低でも「連続 5 日間の調

施することが必要である。

渡り鳥(一般鳥類)の調査時間については、日の出前2時間及び日の入後2時間を調査時間に含めることとしており、夜間の渡りの状況の把握にも努めます。

希少猛禽類の渡り調査につきましても、その年の渡り時期のピーク状況については過去の渡り行動の動向なども把握しながら、ピークを逃さぬよう細心の注意を払い調査時期を検討します。また、毎月の猛禽類調査も実施しますので、この中でも渡り鳥(一般鳥類・希少猛禽類)の渡り行動については記録し、その把握に努めます。 予測衝突数の算出方法については、現段階では「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に記載されている算出モデルを基本に考えておりますが、最新の知見や専門家の助言も踏まえ検討する予定です。またオジロワシ、オオワシ、タンチョウについての「将来的な生息可能性を考慮した潜在的な利用可能地」としての評価につきましても、最新の知見や専門家の助言も踏まえ検討して参ります。

査を各4回、1季あたり8回(合計40日間)」は必要 である。また、予測衝突数の算出については、「鳥類等 に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に記 載されている算出モデルだけでなく、現在考案されてい る最新で適切なモデルを用いて算出するべきである。 さらに、いずれの生物に関する調査も現況での生息状 況の調査のみにとどまっているが、この地域は2002年 より国の特別天然記念物のタンチョウが定期的に飛来 し繁殖を行うようになり、年々その飛来数が増えている ことからも明らかなように、絶滅危機に瀕している動植 物が健全な個体数に回復するための生息地としての国 際的にも大変重要な役割を担っている地域である。よっ て、この地域及びその周辺に生息する重要な動植物、と りわけ環境省の保護増殖事業計画の対象となっている オジロワシ、オオワシ、タンチョウについて適切な生息 地評価手続き (HEP等) を行い、将来的な生息可能性を 考慮した潜在的な利用可能地としての評価を行いその 結果に十分に配慮すべきである。 宗谷地方はオオワシ・オジロワシの主要な渡りルート として知られ、オジロワシの繁殖も複数箇所で確認され ている。これらの種にとって非常に重要な地域である が、すでにオジロワシのバードストライクが複数報告さ れている。(環境省(2014)平成25年度海ワシ類におけ る風力発電施設に係るバードストライク防止策検討委 託業務報告書) このような条件の地域で事業を計画する にあたってどのような対応を考えているのか具体的な ものが示されていない。今後の手続きにおいては近隣施

宗谷地方はオオワシ・オジロワシの主要な渡りルートとして知られ、オジロワシの繁殖も複数箇所で確認されている。これらの種にとって非常に重要な地域であるが、すでにオジロワシのバードストライクが複数報告されている。(環境省(2014)平成25年度海ワシ類における風力発電施設に係るバードストライク防止策検討委託業務報告書)このような条件の地域で事業を計画するにあたってどのような対応を考えているのか具体的なものが示されていない。今後の手続きにおいては近隣施設での事故発生状況も解析した上で、本事計画における問題認識と対応方向を明らかにすることが、環境影響評価として必須である。また、これらの地域のワシ類の環境利用(渡り及び繁殖)については既にある程度の蓄積があるので、独自調査を待たずに専門家の助言を得、事業地選定に生かすべきである。また、発電事業開始後の影響調査の実施と、その結果の公表を要望する。その上で、問題が発生した場合の具体的対策を明示することを要望する。

3-26 鳥類の重要な主としてタンチョウを挙げてい

3-30 『オオワシの秋季の渡り経路は(中略)、春の渡

道に飛来することが明らかにされている。これについて

48

49

ご指摘のとおり、宗谷地域はオオワシやオジロワシの渡りのルートや越冬場であるとともにオジロワシの繁殖地となる豊かな自然環境を有しており、本事業においては、これらの猛禽類の生息状況を適切に把握し、バードストライク等の影響を適切に予測・評価することが重要課題の一つと認識しております。本方法書においても調査手法や時期の設定については専門家等のご意見を踏まえて検討しております。また今後の手続きにおいても各段階では専門家等のご意見を伺いながら進めていく方針です。なお、影響予測の結果、予測の不確実性の程度が大きい環境保全措置を実施する場合等には、事後調査を実施するともに環境影響評価法に基づき公表する方針です。

るが、近年兜沼で繁殖しているとの情報がある。タンチョウは道東地域に集中して分布しているため、種の安定した保存の観点から、宗谷地方の湿原群が、新たな生息地として期待されている。方法書では触れられていないが、タンチョウの保全には慎重な配慮が必要である。

タンチョウについては、特に配慮すべき種として継続的な情報収集を行っており、宗谷地方における生息、繁殖状況等の情報収集を実施しています。当該事業地周辺においても、タンチョウの生息が確認される可能性はあることから、鳥類調査(一般鳥類、渡り鳥、希少猛禽類調査)時において確認に努めたいと考えています。また、今後は、さらに専門家等へのヒアリングを実施し、詳細な情報の把握に努めます。

50 り経路やオジロワシの渡り経路についての詳細は明らかにされていない』とあるが、オオワシにおいては春の渡りにおいても宗谷海峡を通過し、オジロワシは主に春季に宗谷海峡を北上し、秋季は千島列島を経由して北海

オジロワシ、オオワシについては、タンチョウと同様に特に配慮すべき種として、継続的な情報収集を行うとともに、専門家等へのヒアリングを実施し、現地調査結果と合わせて、詳細な情報の把握に努めます。

| | は植田睦之氏、斎藤慶輔氏、白木彩子氏らの研究を参照 | |
|----|--|--|
| 51 | していただきたい。 3-30 『ガン類、ハクチョウ類 (中略) クッチャロ湖周辺に集結地が認められる』とあるが、本事業地の南東に近接する兜沼も多数の渡り鳥 (特にヒシクイ) が利用し、慎重に影響を評価するべきである。なお、兜沼は近年タンチョウの繁殖が確認されていて、それへの影響の評価が必要である。 | ヒシクイ等の渡り鳥については、対象事業実施区域 に近接する兜沼等の主要な生息地の状況をふまえた広 域的な調査を実施し、対象事業実施区域周辺の渡り状 況の把握に努めます。また、タンチョウについても、 現地調査での対象事業実施区域における確認状況や専 門家等へのヒアリングの結果を踏まえ、環境影響の予 測及び評価を行う予定です。 |
| 52 | 4-33 鳥類に関しては生息環境への影響のみならず、 バードストライクや渡りへの影響による種の保全上の 影響についても評価すべきである。とくに本事業地は声 問大沼と兜沼等サロベツ湖沼群を結ぶ線上にあり、渡り 鳥への影響が懸念される。 | 鳥類に関しては、事業実施による改変に伴う生息環境への影響だけでなく、現地調査結果に基づき、渡り鳥や希少猛禽類等の年間予測衝突数を算出する等、定量的な予測及び評価に努めます。 |
| 53 | 5-9 兜沼鳥獣保護区の渡り鳥への影響について評価を求められていることに対し、3km離れているので専門家の意見を踏まえ調査をしないとしている。しかし、本事業地は声問大沼と兜沼等サロベツ湖沼群を結ぶ線上にあり、渡り鳥への影響が懸念されることから、兜沼を利用する渡り鳥の飛翔コースと本事業地との関連性を評価すべきである。また、専門家も、「大沼、兜沼、クッチャロ湖方面からの対象事業地付近への渡り鳥の飛来には留意する必要がある」と指摘している。(6-9) | 兜沼については、鳥類等に対する重要性が確認されたことから、対象事業実施区域の設定にあたっては除外するとともに、可能な限り距離を確保することに努めた結果、3.0kmの離隔を確保しました。ご指摘のとおり、本事業の対象事業実施区域上空は、渡り鳥の飛翔コースとなっている可能性が高いと考えられることから、鳥類(渡り鳥)調査を実施するとともに、調査においては、兜沼や声問大沼等にも地点を設定し、対象事業実施区域周辺における渡りの状況の把握に努めます。 |
| 54 | 6-8 個人研究家(鳥類)の意見への対応として『既設及び本事業に関連する他事業による複合影響の影響も含めて調査、予測、評価を行うこととした』とあるが、それに該当する内容は方法書に見られない。 | 方法書の 6-45 (253) ページに記載したとおり、鳥類については累積的な影響についても各事業における風力発電機の配置等を踏まえて個別に検討した上で、近隣の関係他事業との現地調査結果の相互利用や専門家等の意見を踏まえ、影響予測及び評価手法について検討することとしています。 |
| 55 | 7-9 タンチョウについて確認されなかったとしているが、近年兜沼で繁殖が確認されている。タンチョウ保護研究グループの専門家に聞き取りをすべきである。 | タンチョウについては、特に配慮すべき種として継続的な情報収集を行っており、今後は専門家等へのヒアリングを実施し、詳細な情報の把握に努めます。 |
| 56 | 7-18 動物に関し、今後の段階として『専門家の助言を踏まえ』としているが、事業地の絞り込みの段階で専門家の意見を聴き、事業地を選定する必要があったのではないか。また『渡り調査等の結果を踏まえて影響予測を行い』とあるが、時間の限られた調査結果に頼るだけではなく専門家の意見を求め、鳥類への影響を判断すべきである。特にワシ類の渡りや繁殖については専門の研究者がいるので、意見を求めるべきである。 | 方法書段階における専門家等へのヒアリングは、原 則として調査、予測及び評価の手法について実施しま した。準備書段階においては、現地調査結果をふまえ て専門家等へのヒアリングを実施し、事業による影響 の予測及び評価結果や、必要となる環境保全措置等に ついて、助言を得ることを予定しています。 |
| 57 | 7-43 『海ワシ類への影響を考慮して、当初より内陸側に区域の絞り込みを行った』とあるが、渡りの時期には丘陵上の上昇気流を利用するため、渡りへの影響への考慮も必要である。 | 対象事業実施区域の設定に当たっては、海ワシ類の 採餌場や渡りのルートとなることが想定される海岸沿 いへの配慮として内陸への絞り込みを行いました。ご 指摘頂いた丘陵地上の利用状況については現地調査に おいて留意して確認に努め、渡り等への影響の把握に 努めます。 |
| 58 | 7-65 「動物」の項の「比較結果」で『直接的な影響 は回避されている』とあるが、重要な生息地の直接的改 変のみならず、渡り鳥の飛行経路を評価した上で判断す | 対象事業実施区域の検討にあたっては、想定される 環境影響を踏まえ、重要な生息地への直接的改変の回 避を優先して検討しました。渡り鳥の飛翔に対する影 |

響については、現地調査結果及び専門家等へのヒアリ るべきである。 ングの結果を踏まえ、準備書において検討します。 対象事業実施区域の検討にあたっては、想定される 「動物」の項の「比較結果」で『影響は回避又 環境影響を踏まえ、重要な生息地への直接的改変の回 は低減されている』とあるが、重要な生息地の直接的改 59 変のみならず、渡り鳥への影響を評価した上で判断する 避を優先して検討しました。渡り鳥の飛翔に対する影 響については、現地調査結果及び専門家等へのヒアリ べきである。 ングの結果を踏まえ、準備書において検討します。 環境影響評価項目は、「発電所の設置又は変更の工 動物の「重要な種及び注目すべき生息地」において、 工事の実施に伴う「工事用資材の搬出入」と「建設機械 事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計 の稼働」が環境影響評価の項目に選定されていない。し 画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関 かし、これらの工事に伴う作業は、建設地とその周辺に する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る 生息する動物種に対して、正常な繁殖行動や採食行動、 調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定 当該地における環境利用に対する錯乱要因となり、生息 するための指針並びに環境の保全のための措置に関す 地放棄にも繋がる可能性があるので、評価項目とすべき る指針等を定める省令」(平成十年六月十二日通商産 業省令第五十四号)をもとに、本事業における事業特 である。 また、稼働後の保守点検作業等、施設維持のための人間 性及び地域特性を踏まえて選定しました。ただし、現 60 活動や、敷設された道路を通行する車両などによる生息 地調査及び専門家等へのヒアリング結果を踏まえ、必 地の錯乱や消失についても評価項目に選定されていな 要に応じて予測及び評価の対象とすることを検討しま す。 これらの人間活動は、風力発電施設内およびその周辺 に生息する動物種に対して、正常な繁殖行動や採食行 動、当該地における環境利用を錯乱し、生息地放棄にも 繋がる可能性があることから、「施設の稼働」における 予測・評価すべき影響の一つとして、「稼働後の施設内 および周辺における人間活動や通行車両による影響」を 評価項目に加える必要がある。 鳥類(希少猛禽類)の営巣期の2営巣期を除き、すべて 鳥類(渡り鳥)及び鳥類(希少猛禽類渡り)につい 単年度で調査計画となっているが、鳥類の生息状況には ても2ヶ年の調査を実施する予定です。海ワシ類を主 とした希少猛禽類調査では、専門家等の意見も踏まえ 年次変化が存在する。鳥類に関する調査項目はすべて、 て、調査時間は8時~16時を基本として考えておりま 少なくとも2ヵ年以上の調査を実施する必要がある。一 す。そのほか、ご指摘にあるように、必要に応じて早 方、海ワシ類を主とした希少猛禽類に関する調査では、 営巣期には営巣地と塒(ねぐら)および餌場間の往来、越 朝や日没前の時間帯についても実施することとし、海 ワシ類の生息状況を適切に把握できるよう努めます。 冬期には塒やとまり場と餌場間の往来、とくにその飛行 鳥類(渡り鳥)の調査については、専門家の意見を踏 ルートと高度を高い精度で明らかにすることが極めて 重要である。そのためには、日の出30分前から日の出 まえ、1 季あたり連続 5 日間×2 回 (1 季あたり合計 10 後1時間程度、日の入り30分前から日の入り後30分程 日間)の調査を2季(春、秋)実施としました。また、 希少猛禽類(渡り)についても、同様の調査日数の調査 度の時間帯にも観察を実施すべきである。渡り鳥につい ては、種や年次間の変異を十分に考慮し、少なくとも一 を別途2季実施し、その他の鳥類調査時にも鳥類の渡 61 季あたり連統 5 日間×3 回の調査を、3~5 月および 9~ り状況を可能な範囲で確認し、渡りの状況を適切に把 11月に実施すべきである。視程の悪い日があった場合 握することに努めます。また、現地調査にあたっては には、調査日程を延期して調査日を確保し、最低でも5 渡り鳥の行動に影響を与えると想定される気象条件等 日間は良好な条件下でデータを取得するようにすべき を把握するとともに、調査結果を踏まえた上で、解析 である。渡り時期の調査を2ヵ年実施したとしても、そ にあたり年変動等のバイアスを考慮する必要があると れが一時期のサンプリングによる調査である以上、バイ 考えられた場合には、予測の手法について専門家等へ の意見聴取を実施し、適切な手法を用いて予測を実施 アスが生ずることは否めないため、バイアスを補正する ための解析手法や評価について、事業者の見解を記載す します。 べきである。また、バイアス補正の実施を考慮し、鳥類 のデータだけでなく、気象条件等のデータもあわせて取 得しておく必要がある。 環境影響評価項目は、「発電所の設置又は変更の工 62近接する既設の発電所や他の対象事業実施区域との

累積的な影響は、ある種や個体群にとって深刻なものとなる可能性があり、その評価や影響回避は、非常に重要である。一方、その評価は容易とはいえない。したがって、方法書では、累積的な影響と考えられる事象について具体的に予測される項目を列挙し、それらに関する評価手法について、事業者の考えを示すべきである。

事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計 画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関 する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る 調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定 するための指針並びに環境の保全のための措置に関す る指針等を定める省令」(平成十年六月十二日通商産 業省令第五十四号)をもとに、本事業における事業特 性及び地域特性を踏まえて選定しました。動植物に対 する影響については、影響要因を整理した上で、現地 調査結果及び専門家等へのヒアリング結果をもとに、 適切な環境影響の予測及び評価の実施に努めます。ま た、方法書の6-45(253)ページに記載したとおり、 鳥類については累積的な影響についても各事業におけ る風力発電機の配置等を踏まえて個別に検討した上 で、近隣の関係他事業との現地調査結果の相互利用や 専門家等の意見を踏まえ、影響予測及び評価手法につ いて検討することとしています。

G.

渡り鳥・希少猛禽類の調査において、鳥類が調査者を 忌避し、調査者不在の場合に比べて実施区域内の利用頻 度が低下し、飛翔高度を上げる可能性が考えられる。こ れは適切な影響評価を妨げる要因となることから、調査 定点は、実施区域内およびその周辺を利用する鳥類の行 動に影響のない、できる限り離れた位置に設置すべきで ある。また、調査で得たデータにおいて、調査者その他 の人間活動等の影響が考えられた場合には、それを加味 した評価を実施することを記すべきである。

鳥類の調査地点は、必要な情報が得られる距離の範囲で、可能な限り飛翔に影響を与えない様に配置を検討します。また、解析にあたり、調査員の影響を考慮する必要があると考えられた場合には、予測の手法について専門家等へのヒアリングを実施し、適切な手法を用いて予測を実施します。

| 7. 7 | | |
|------|--|---|
| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
| 64 | 方法書における専門家からのヒアリング結果は、事業者に都合の良い内容が記されているが、決して正しい判断・評価と言えない。重要な植物種や植物群落について正当な判断・評価を得るためヒアリングを行うのであれば、まず、植物分類学や植生生態学を専門とする複数の研究者からヒアリングを行う必要がある。また、植物群落に関して正当な評価や判断を得るため、そして重要な植物種の確認をするためには、かならず植生生態学や植物分類学の立場からの現地調査が必要である。 | 専門家へのヒアリングについては、ご指摘のとおり 各事業合せて実施しておりますが、事業地としては複 数に亘ることを十分にご説明した上でヒアリングを行っております。ヒアリング内容の示し方については、 各事業地に関連することのみを選択し記載するより も、道北地域としての広域的な知見も重要と判断致しましたので、対象事業地域の範囲に留まらず、得られた知見については全てお示しすることとしました。このため各事業それぞれの方法書内での記述は、ほぼ同様の記述となっています。頂いた植物生態学ご意見も踏まえ、自然林や特定植物群落の状況については現地調査により確認します。またそれらへの影響予測と環境保全措置等についでは、現地調査結果をもとに検討し、その結果は準備書に記載します。 |
| 65 | 特定植物群落「稚内~抜海丘陵ササ草原」、エゾイタヤ等の自然林に関して、区域の絞り込みが実施区域における環境影響の回避・低減にならない。事業実施区域においてその21%の面積を占める特定植物群落に与える影響の回避・低減の方策については、方法書にまったく記されていない。特定植物群落の保全措置としてササだけに注目して移植を考えているように思われるが、それは植物群落の保全措置に結びつかない。おそらく風衡の厳しい尾根筋には、ササ以外の亜寒帯性植物が多く混生すると考えられるので、それらを含む植物群落全体の保全策を明示すべきである。また、各方法書に共通して、工事の実施による影響と地形改変及び施設の存在による影響について、重要な種を重要な群落を評価項目としている。しかしながら、重要な群落の中に上述の自然植生が含まれるかについて評価項目に選定すべきである。植物への影響について評価項目に選定すべきである。植物への影響について評価項目に選定すべきであるが、風車建設地となる尾根筋を治現地調査について踏査予定ルートが方法書において図示されているが、風車建設地となる尾根筋を含えているとは言えず、土砂流出などの影響が懸念される谷筋もカバーしていない。植物の現地調査は、踏査線上ではなく尾根筋と谷筋を含んで全面に行うべきである。実施区城はすべて、稚内風力発電施設建設ガイドラインに適合しない区域選定は、自然保護を全 | 特定植物群落や自然林については、対象事業実施区域を検討する際に、極力除外するように対象事業実施区域を絞りこんでいます。一部除外できていない区域については、今後の現地調査の結果を踏まえ、改変の最小化等の環境保全措置の実施により、重大な影響を回避・低減を図ります。特定植物群落や自然林について現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺における生育・分布状況を把握します。また、現地調査結果に基づき、特定植物群落や自然林等の改変により事業による重大な影響が懸念される場合には、専門家等の意見聴取を行いその結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で可能な限り改変面積を小さくする等の保全措置を実施することを予定しています。なお、環境影響評価で取り扱う重要な植物群落の選定基準については、方法書3-35(45)ページに記載した選定基準によって抽出することを予定していますが、必要に応じ専門家等へのヒアリングを実施し、選定基準に合致しなくとも、重要な植物群落の分布が確認された場合には、予測及び評価の対象とし、必要に応じて適切な環境保全措置を実施します。 |

| 般的に無視する点から問題が大きいので、 | この重なる |
|---------------------|--------|
| 範囲も真っ先に除外すべきである。 | |
| | ほ見として、 |

配慮書における概況把握に関する一般意見として、配慮書における既存文献調査は極めてずさんであるので、かならず現地調査結果に基づく予測と評価が必要であると指摘したが、方法書の事業者見解では、現地調査に関してはまったく回答されていない。必ず詳細な現地調査を行い、その結果に基づく正確な予測と評価が必要である。逆に、現地調査によって、上記種以外の重要な植物種がさらに確認される可能性が高いので、実施区域の踏査は全面的に行う必要がある。

配慮書に対していただいたご意見を踏まえ、方法書の作成にあたっては、追加的な既存資料調査を実施しました。また、事業実施想定区域から対象事業実施区域への絞りこみの実施と、確認種目録の見直しを行った結果として、方法書に記載した目録は配慮書のものと差異が生じています。また、環境影響評価法に基づき、事業による環境影響の予測及び評価は、現地調査結果を踏まえて準備書で行うこととしています。現地調査は、方法書に記載した手法により実施し、対象事業実施区域に生育する植物種の把握に努めます。

8. 景観

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|---|--|
| 67 | 風車設置による景観への影響について、北海道北部 の景観がきわめて人工物の少ない自然度が高いもので あることを十分に認識し、単に数値化した評価になら ぬよう調査を行うこと。 | 北海道北部の景観は自然度が高いものであることは 認識しており、施設の存在による景観の変化を適切に 予測・評価することが重要と考えています。施設の存 在及び供用による景観への影響は、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により予測を行い、指標と なる数値のみでなく、景観に対する価値認識も踏まえ |
| 68 | 勇知地区風力発電事業について私は、反対です。他の地区にくらべて、多く設置を考えているようですが、なぜ国立公園があるのに、設置を考えるのか、安定した強風をえられる事はわかりますが、稚内は観光の街でもあります。観光客の方達が何を求めて何回も足を運んだり、来る方がいると思うか考えた事はありますか?私は、観光客の方と話をする事もあります。住んでいる私達より、宗谷の魅力をよくわかっています。どこにでもある、じゃまくさい風車をなぜここまできて見なければならないのか、感動も魅力もなくなってしまう。利尻だけ、きれいに見える。それだけでは、ダメなんだとはっきり言います。百年記念塔から、宗谷一体が見える素晴らしい景色。なぜ、風車が・・・。近代的なものがある。自然を見に来たのに、写真をとるにしても、じゃまくさい、やめてくださいと言います。 | を評価に努めます。 事業に対しては、賛否両論の御意見があることを認識した上で、より多くの方のご理解ご協力をいただけるよう努めてまいります。本事業の対象事業実施区域の設定にあたっては、第7章にお示しした通り、環境への配慮から優先的に除外すべき区域(市街地、鳥獣保護区等)を除いた上で、複数の事業候補地を比較検討し、事業候補地を選定しています。環境影響が懸念される事項については、今後の現地調査の結果を踏まえ、改変の最小化等の環境保全措置の実施により、重大な影響の回避・低減を図ります。景観については当該地域の景観資源や眺望景観を踏まえ、本事業の施設の存在による景観の変化をフォトモンタージュ等により把握します。風力発電施設を含む景観については、地域の観光資源となっている側面もありますので、本地域の有する景観に配慮した上で、周辺になじむような景観を創出することが重要と考えます。 |
| 69 | これからの北海道は日本の位置づけとして観光、農業、文化に力を入れるべきです。今でも観光の邪魔になっている風力発電がさらにあちらこちらに建設されたら、北海道の素晴らしい景観が台無しです。北海道の魅力は機会的でない所です。貴社は責任もてるのでしょうか? | 風力発電機を含む景観については、地域の観光資源となっている側面もありますので、景観資源や眺望点からの眺望景観の変化を十分に把握するとともに、本地域の有する景観に配慮した上で、周辺になじむような景観を創出することが重要と考えます。 |
| 70 | 景観に関する予測結果として、主要な眺望点からの 距離と垂直見込角を示すとともに、「主な視対象が風車群とは異なる方向にある日本海、利尻島、サロベツ湿原、兜沼、メグマ沼、大沼などであることから影響は小さい」、との予測結果を列記している。このことは、風車群を建設する尾根筋の景観が悪化したとしても、多くの人々がそれを見ないから問題なしと評価したことを意味し、景観に対する影響について架空の論理を展開していると言わざるをえない。ここでは、距離と見込角という数値による評価とともに、事業者の希望に基づく感覚的な論理が示されている。日本最北地域の自然景観が、国民・道民にとって景観資源にならないという理由については、十二分な説明が必要である。 | 景観については、主要な眺望点からの眺望景観の変化について、現地調査結果をもとにフォトモンタージュを作成し、分かりやすい予測及び評価の実施に努めます。景観資源については、既存資料から自然景観資源として確認されたものを、重要な景観資源としましたが、主要な眺望点からの景観の予測及び評価にあたっては、ご意見を踏まえ、道北地域の自然景観に及ぼす影響についても、予測の対象とすることを検討します。 |

9. 人と自然との触れ合いの活動の場

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|------------------------------|---------------------------------|
| | 当事業の風力発電施設ではライトアップはされない | 航空障害灯は法令での設置が義務づけられておりま |
| | 方針のようであるが、航空障害灯の点灯は義務付けら | すが、平成 26 年 1 月 17 日から適用される風力発電施 |
| | れるはずである。サロベツ湿原センターや大規模草地 | 設に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除基準 |
| | 牧場、豊富町自然公園、兜沼公園、パンケ沼園地、宗 | の緩和を活用し、可能な限り設置数を減らすこと等に |
| | 谷ふれあい公園などでは夜間に星空を楽しむ人も多 | より、影響の低減に努めます。 |
| 71 | く、関係団体による保持空観察のイベントも実施され | |
| | ているが、例えばサロベツ湿原センターから約 14kn 離 | |
| | れた音類風力発電所の航空障害灯であっても、サロベ | |
| | ツ湿原センターから南西方向の星景写真の撮影にはか | |
| | なり明るく写りこんでしまう。よって、航空障害灯に | |
| | よる星空への影響も考慮するべきである。 | |

10. 累積的影響

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--------------------------|--------------------------|
| | 本計画地は他事業者が計画を進めている計画地に近 | 本事業では、計画地周辺における既設や計画中の風 |
| | 接していることから、鳥類および景観に対しての複合 | 力発電施設に関しても、累積的な影響を踏まえて予 |
| 72 | 的な影響について他事業者とも打ち合わせをするなど | 測・評価を行う方針です。その中で、他事業者の事業 |
| | して十分な調査を行うこと。 | についても明らかになっている情報を踏まえて累積的 |
| | | 影響について検討致します。 |

11. 環境保全措置

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|----------------------------|---------------------------|
| | 環境影響に対して、いずれも「可能な限り回避又は低 | 「環境影響評価法に基づく基本的事項」に基づき、 |
| | 減する。」あるいはそれに類似の文言が書かれているが、 | 事業による環境影響の評価は、対象事業の実施により |
| | 具体性が無く定義があいまいである。「可能な限り」と | 選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、 |
| | は何を基準に可能であるのか、「低減」とは何との比較 | 事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減 |
| | でどの程度の低減なのか全く具体性がない。あらゆる環 | されているものであるか否かについての事業者の見 |
| | 境影響に対して、「可能な限り回避又は低減する」とい | 解を明らかにすることにより行うものとしています。 |
| | う言葉のとおりに受け取れば、事業そのものを中止する | 環境影響評価法第1条に記載されたとおり、環境影響 |
| | ことに他ならないこととなるが、そういう理解で良いの | 評価手続きは、「事業者が事業の実施にあたりあらか |
| | か。もしそうであれば、そのことを明記すべきである。 | じめ」行うものであることから、「可能な限り」とは、 |
| 73 | また、地域の自然環境の特異性を鑑みれば、特に自然環 | 本事業の目的を果たす上で実行可能な限りのものと |
| 19 | 境や景観、酪農業、観光業に対する影響は「低減」では | なります。従って、環境影響評価は、事業を行う上で |
| | なく「回避」がなされるべきであり、そのことを明記す | の環境影響を適切に予測・評価し、重大な影響が予測 |
| | べきである。さらに、やむを得ず「低減」に留まらざる | される場合に環境保全措置等により影響の回避、低減 |
| | をえないのであれば、そのことを地域住民及び国民の理 | を図るものであり、事業の中止を前提とするものでは |
| | 解を得た上で「代償措置」を取る必要があるが、具体的 | ありません。また、具体的な環境保全措置の検討は、 |
| | な「代償措置」も含めてそのことを明記すべきである。 | 現地調査結果及び予測結果を踏まえて準備書段階で |
| | | 行いますが、検討にあたっては、回避を最優先とし、 |
| | 8 | 回避が難しい場合には、事業者の実行可能な範囲での |
| | | 低減措置、さらに必要に応じて代償措置を検討するこ |
| | | ととなります。 |

12. その他

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--------------------------------|--------------------------|
| ¥ | 石狩市厚田区望来の海岸線から300mの場所に、す | 陸上に設置された風力発電機の稼働に伴う海生生物 |
| | でに風車(450 キロワット×2 基)が建っているのです | や漁業への影響に関する論文等は、現在のところほと |
| | が、地元の漁師さんのお話ですと、「最近ニシンが近 | んどないのが現状と認識しております。ご指摘を踏ま |
| | くに寄って来なくなった。沖の方には来ているのだ | え、今後も引き続き最新の知見の収集に努めます。 |
| | が・・・」だそうです。私は心配しています。厚田区 | |
| | 小谷は毎年のように群来(ニシンの産卵で海岸近くが | |
| 74 | 乳白色に染まる)があったのですが、2500 キロワット | |
| 14 | 級 2 基の風車が海岸から 1.3 km離れてはいるものの、 | |
| | 人間よりもずっとデリケートな産卵期の魚が果たして | |
| | やってくるものか、と。また、産卵床となる藻場が風 | |
| | 車からの振動の影響を受けるのではないかと心配して | |
| | います。(仮称)勇知風力発電事業は、海岸近くまで事 | |
| | 業実施区城があり、漁業への影響も考えられると思い | |
| | ます。この事業は中止してください。 | |

日刊宗谷(平成26年11月26日 朝刊1面)

理学・教学・会社の一個では、1000年の一個では、1000年の1000日の10000年の1000年の1000年の1000日の1000年の1000年の1000年の1000日の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の1000年の10



日刊宗谷(平成26年12月3日 朝刊3面)

平成8年11月29日 0 同朝刊の公告内容のうち、冒頭の訂正文 説明会について」の一部訂正のお知らせ 事業の環境影響評価方法書の総覧及び 風力発電事業及び(仮称) 勇知風力発電 称)川西・川南風力発體事業、(仮称)増幌 膜りでしたので、訂正しお詫び申し上 「生活環境課」の製記は「環境生活 株式会社道北 音川・豊富山風力発電事業、 お、公告の軽電場所の表 朝刊の 舞林公告 工 ナ 3 記に 夜

環境影響評価方法書の説明会の開催のお知らせ

稚内市及び天塩都豊富町で計画中の風力発電事業に係る環境影響評価方法書の 説明会の開催について、以下のとおりお知らせいたします。

◆事業者の名称 株式会社道北エナジー

代表者: 代表取締役 坂本元靖 所在地: 北海道稚内市大字宗谷村字增幌1086番地

◆対象事業

(仮称)芦川·豊富山風力発電事業(対象事業実施区域:天塩郡豊富町)

(仮称)川西・川南風力発電事業(対象事業実施区域:稚内市及び天塩郡豊富町)

(仮称)增幌風力発電事業(対象事業実施区域:稚内市)

(仮称)勇知風力発電事業(対象事業実施区域:稚内市)

◆説明会の場所·日時

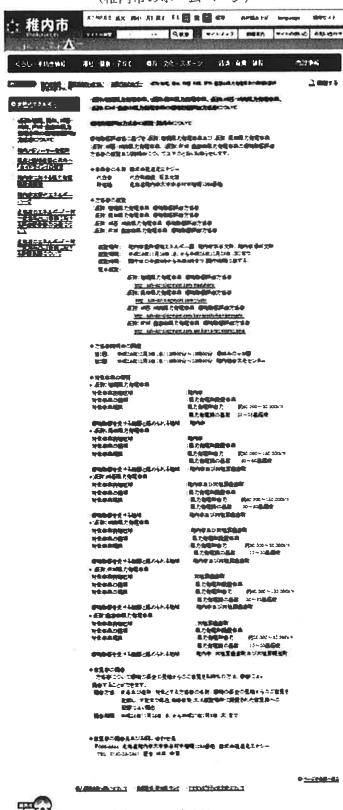
第1回説明会 稚内市 沼川みのり公園 平成26年12月3日 午後1時~

第2回説明会 稚内市 稚内総合文化センター 平成26年12月3日 午後6時~第3回説明会 豊富町 定住支援センター 平成26年12月4日 午後6時~

(※第3回説明会では、(仮称)増幌風力発電事業 環境影響評価方法書の説明は除きます。)

◆お問い合わせ先 株式会社道北エナジー 〒098-6644 北海道稚内市大字宗谷村字増幌1086番地 TEL 0162-26-2641 担当:川井、中澤

インターネットによる「お知らせ」 (稚内市のホームページ)





程内市技術 (100mm) (100mm)

OWEST PERMETED

Supergra 2 Printers for an high form

インターネットによる「お知らせ」 (豊富町のホームページ)





華大会会旅環境に売まれた町

トップページ 📵 町衣のご案内 📵 豊富町投場機能 📵 南工電光線 📵 高山県安保 📵 南地部要評価方生書について

国・オード系のとしまませる。 たついて 国・大阪がスコーラミネレーショ ンシスタムが高原 国・政策を呼吸が決害につ いて

トトト 環境影響評価方法書について

(世) 印刷用ページへ

環境影響評価方法書について

環境影響評価方法書の電子数質のURLを以下のとおり掲載致します。 また、豊富町役組ロビーでも11月26日(水)から12月26日(木)まで数質することが可能です。

·(仮称)戶川·豊富山風力発電事業。環境影響評価方法會 電子磁質: <u>http://eeh-development.com/ashikewa-toyolomiyema/</u>

·(仮你)川西·川南風力発電事業 環境影響評価方法書 電子設置:http://esh-development.com/kawanishi-kawaminami/

+(仮存)再知風力発電事業 環境影響評価方法書 電子磁能:http://eeh-development.com/yuchi/

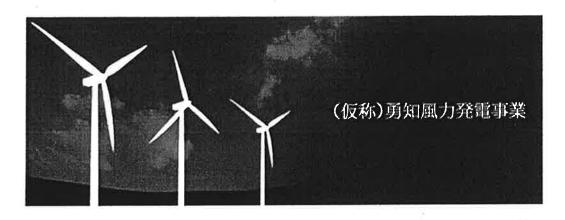
G2014 豊富町企場 All netts reserved.

TELL GERMAN

インターネットによる「お知らせ」 ((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト) (1)

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



お知ら社

平成26年11月26日(水) (優休) 英知風力投票事間に係る環境影響特優方法官の公表について

平成26年11月26日(水) (保体) 美知度力発電事業に係る環境影響評価方法層の報道について

平成26年11月26日(水) (仮称)勇知風力発電事員 ホームページを興役致しました。

計画概要

対象學量の名称

(仮称) 美知識力教電學園

※本垣境影響評価方法責は、《依券》道北北西部風力発電事業計画段階配導責において、特内 市及び豊富町に地域に計画された5事業程度の限力発電事業のうちの1事業として、環境影響評 価法第5条第1項及び電気事業法第46美の4の規定により作成したものである。

対象事業の機構

風力発電所設置事業

対象事業の模様

免缴所出力 約80,000~160 000kW

対象事業実施区域

北海道独内市

お問い合わせ

株式会社道北エナジー

所:〒098-8644 北海道雅内市大学宗谷村学階號1086器地

当:川井、中澤 電話番号:0162-26-2641

インターネットによる「お知らせ」 ((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)

(2)

【環境影響評価方法書の縦覧】

(仮称) 勇知風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表について

平成26年11月26日 株式会社道北エナジー

XXX

当社は、平成26年11月26日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に 「(仮称)勇知風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。 方法書及び要約書を、環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

方法爾

| 表紙・目次 | R | 240 KB |
|------------|--|----------|
| 第1章 | 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | 89 KB |
| 第2章 | 対象事業の目的及び内容 | 3,27 MB |
| #13 | 対象事業実施区域及びその開歴の概況(1) | 20,03 MB |
| 第3章 | 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (2) | 14.29 MB |
| 第4章 | 計画段階配庫事項ごとの調査。予測及び評価の結果 | 17,94 MB |
| 第5章 | 配慮者に対する経済産業大臣の鹿見及び事業者の見解 | 691 KB |
| 956 | 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 | 2,26 MB |
| 第7章 | その他環境省令で定める事項 | 30,33 MB |
| 第8章 | 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所 在地 | 92 KB |

要約官

方法曹の喪約着 63.11 MB

意見書

(仮称) 勇知風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について < 意見書様式> 132KB

方法皇及び曼約書は、平成26年11月26日(水)~平成26年12月25日(木)の開節中は開覧が可能です。ただし、 グウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書に構載した地図は、国土地理航長の永認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図、数値地図 200000 (地図画像) 、数価地段50000 (地図画像) 及び電子地形図25000を模製したものです。 (承22番号 平26情複、影455号)

本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

本層に構載した地図の作成にあたっては、図土地理院長の承認を得て、同院発行の暴験地図情報を使用しています。

(承認語号 平26情便、第381号)

インターネットによる「お知らせ」 ((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)

(3)

【環境影響評価方法書の縦覧について】

(仮称) 勇知風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦翼について

平成26年11月26日 株式会社道北エナジー

YYY

当社は、平成26年11月26日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に 「(仮称)勇知風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書 類(以下、「要約書」)を届け出るとともに、北海道知事、稚内市市長及び豊富町長に送付しま した。届出・送付した方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づい た縦覧の実施に加え、稚内市内及び豊富町内において説明会を開催致します。

方法書の複算

- ・雅内市役所環境エネルギー課
- 稚内市宗谷支所
- 稚内市沼川支所
- 豐富町役場
- 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課

方法書説明会の開催

第1回説明会権内市沿川みのり公園平成26年12月3日午後1時~第2回説明会権内市権内総合文化センター平成26年12月3日午後6時~第3回説明会豊富町定住支援センター平成26年12月4日午後6時~

ご意見記入用紙

「(仮称) 勇知風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)勇知風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見を お持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、総覧場所に設置しました意見書籍にご投函項ぐ か、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

| | T | | | | | | | |
|-----------|-----------|------|-------|------|------|------|----|---|
| | | | | | 平成 | 年 | 月 | B |
| | 1 | t 5 | 1 | • | | | | |
| ○意見書の提出期限 | 平成 27 年 | 1月8日 | (太)[当 | 日消年時 | 7物) | | | |
| | | | | | 川井・ | 停滯 | 宛 | |
| (*) | (株)遺北工 | ナジー | | | | | | |
| ○意見書の郵送先 | ∓098-6644 | 北海道 | (権内市: | 大字宗谷 | 村等増開 | 1086 | 肾地 | |
| | | | | | | | | |

| 項 目 | ご 紀 入 間 |
|---|-------------|
| お 名 前 法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名 | |
| ご 住 所 法人その他の団体にあっては、 主たる単務所の所在地 | Ť |
| 方法書についての環境の保 全の見地からのご怠見 | |
| 日本語により意見の理由を含めて記載してください。 | |
| | 3 2 4 2 2 4 |
| | |
| ě | |
| | A 01 |
| | |

- 注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。 2. この用紙に書きされない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4サイズ) の用紙をお使いください。